

令和8年4月1日から

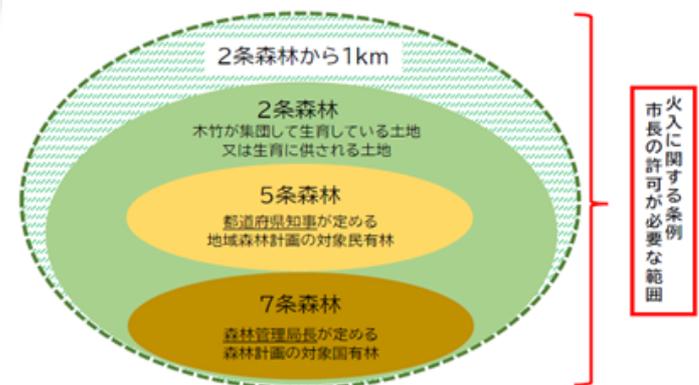
林野火災注意報・警報が設けられることに伴い 諫早市火入れに関する条例の一部が改正されます



火入の例: 総務省消防庁ホームページより

★火入れとは

土地の利用の目的をもって、その土地の上にある立竹木、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為のことで、森林またはその周囲1kmの範囲内における火入れには、市長の許可が必要です。



★許可の要件

- ・火入れの目的は、造林のための地拵え、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地の改良のいずれかであること。
- ・火入地の周囲の状況、防火の設備の計画、火入れを行おうとする期間における気象状況を見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められるとき。

★火入れに関する条例の主な改正内容 (火入れの中止)

第12条第3項(新設)

火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)に関する注意報が発令された場合には、火入れを行わないように努めなければならない。

第12条第4項(新設)

火入責任者は、火入れ中に林野火災に関する注意報が発令された場合には、速やかに消火するよう努めなければならない。

★条例改正の背景

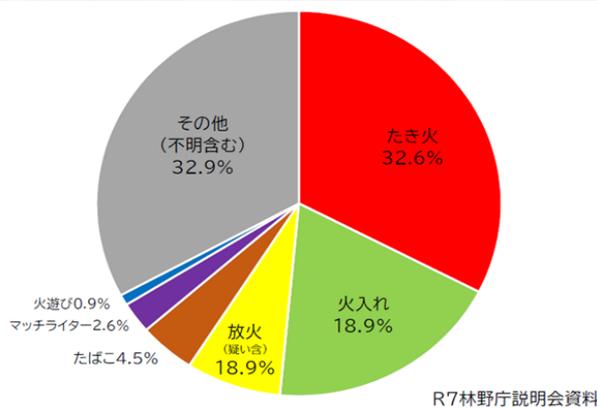
令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災を受けて、林野火災に関する注意報や警報の的確な発令等によって林野火災の予防の実効性を高める必要があるとした国の通知に基づき、本条例の所要の改正を行うことになりました。



林野火災：総務省消防庁ホームページより

★火入れと林野火災の関係

国の調査によると、林野火災の出火原因のうち約2割が火入れによるものであるとの結果があります。



R7林野庁説明会資料

★林野火災注意報・警報の発令を確認する方法

林野火災注意報・警報は、諫早市管内においては県央消防本部から発令されており、県央消防本部のホームページなどで確認できます。

県央消防本部ホームページ <https://www.nagasaki-kenoukumiai.jp/syoubouhonbu/>

★火入れによる林野火災を防ぐために

火入れを行う際には許可条件等を確認すると共に、林野火災注意報・警報発令の有無の確認が必要となります。火入れの方法を正しく理解し、実施することで林野火災の予防に繋がります。

火入に関する問い合わせ先
諫早市役所 農林水産部 林務水産課
TEL 0957-22-1500 FAX0957-22-2602
rinmusuisan@city.isahaya.nagasaki.jp